

鎌倉市監査委員公表第2号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき監査を実施したので、同条第5項により、監査結果を公表します。

令和6年(2024年)9月2日

鎌倉市監査委員	八	木	隆太郎
同	大	石	和久

監査結果書

1 監査の結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（令和 6 年（2024 年）7 月 5 日請求「新庁舎等基本設計及び D X 支援業務委託事業費予算執行停止」）は、これを理由がないものと認め、棄却する。

2 監査の種類

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求を受け、同条第 5 項の規定に基づき実施した監査

3 監査対象

市長（まちづくり計画部）

4 監査期間

令和 6 年（2024 年）7 月 5 日から同年 8 月 30 日まで

5 監査を実施した委員

監査委員 八木 隆太郎
同 大石 和久

6 請求の受理

令和 6 年（2024 年）7 月 5 日付けで「新庁舎等基本設計及び D X 支援業務委託事業費予算執行停止」に係る鎌倉市職員措置請求書が提出された。

その内容は、以下のとおりである。

(1) 請求人

氏名等 略

(2) 請求の内容

令和 6 年（2024 年）2 月鎌倉市議会定例会に鎌倉市長から提案され、同年 3 月 15 日に可決された令和 6 年度一般会計予算のうち、第 3 表債務負担行為「新庁舎等基本設計及び D X 支援業務委託事業費 令和 6 年度から令和 7 年度まで 294,965,000 円」（以下「本件新庁舎等基本設計等事業費」という。）は、地盤調査を含めた、深沢行政用地（鎌倉市寺分字陣出 8 番 8）での市役所新庁舎の基本設計を行うものである。

しかし、令和 4 年（2022 年）12 月、鎌倉市役所を御成町 18 番 10 号から寺分字陣出 8 番 8（深沢行政用地）に移転することを内容とした鎌倉市役所の位置を定め

る条例（以下「位置条例」という。）の一部を改正する条例は、鎌倉市議会で特別多数議決が成立せず、否決されている。

否決された場所へ市役所を移転するための行動、予算支出は法的根拠を欠き、無駄な支出である。したがって、地方財政法第4条第1項違反である。

しかし、市は新庁舎等基本設計及びDX支援業務委託事業の契約相手方選定のためのプロポーザルへの参加者の募集を開始しており、令和6年（2024年）10月には仮契約をすることになっている。

したがって、このままでは違法な公金の支出が行われる可能性が高い。よって、鎌倉市長に、上記予算の執行を停止するよう勧告するよう求める。

(3) 請求人から証拠として提出された事実証明書

ア 証拠1 鎌倉市議会2月定例会議案集（その2） 13 ページ 第3表債務負担行為 10 行目 新庁舎等基本設計及びDX支援業務委託事業費 令和6年度から令和7年度まで 294,965,000 円

イ 証拠2 鎌倉市新庁舎等基本設計及びDX支援業務委託公募型プロポーザル募集要領（抜粋）

ウ 証拠3及び4 令和6年2月定例会会議録（第6号 3月15日）（抜粋）

エ 証拠5 議案第51号 鎌倉市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について（令和4年（2022年）12月7日提出）

オ 証拠6 地方財政法第4条

カ 証拠7 地方自治法第242条第1項

(4) 請求の要件審査

鎌倉市職員措置請求書については、地方自治法第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和6年（2024年）7月18日にこれを受理することに決定した。

7 監査の実施

(1) 書類調査

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、本件新庁舎等基本設計等事業費の予算執行の準備行為に係る書類及び横浜地方裁判所令和5年（行ウ）第25号 鎌倉市役所本庁舎等整備事業予算返還請求事件に関係する文書を調査した。

(2) 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和6年（2024年）7月29日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、次のとおりであった。

ア 証拠の提出

追加の証拠の提出はなかった。

イ 請求人の陳述

(ア) 日時

令和 6 年(2024 年) 7 月 29 日 (月) 午前 11 時 25 分から午前 11 時 53 分まで

(イ) 場所

議会全員協議会室

(3) 聴き取り調査

地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、令和 6 年(2024 年) 8 月 8 日にまちづくり計画部担当部長、まちづくり計画部次長兼市街地整備課担当課長兼都市計画課担当課長、市街地整備課担当課長、都市計画課担当課長及び市街地整備課庁舎整備担当担当係長に対して、聴き取り調査を行った。

8 判断理由

以下、結論に至った理由について述べる。

(1) 本件新庁舎等基本設計等事業費予算の執行の違法性等について

請求人は、否決された位置条例の改正案により移転しようとしていた場所へ市役所を移転するための行動、予算支出は法的根拠を欠き、無駄な支出であり、地方財政法第 4 条第 1 項違反である。したがって、このままでは違法な公金の支出が今後行われる可能性が高いと主張している。

このことについて、以下のとおり検証した。

ア 本庁舎の移転における市長の裁量権について

地方公共団体の長は当該地方公共団体の事務を管理し及び執行するうえで広範な裁量権を有しているが、地方公共団体の事務所の位置を定めるに当たってもそれは例外ではないと考える。名古屋高等裁判所平成 16 年 3 月 26 日判決（平成 15 年（行コ）第 14 号）において、「地方自治法 4 条 1 項は、「地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。」と規定しているものの、条例を定める時期について何ら定めていないから、建設着工後において条例を定めても、同法違反とはならず、庁舎位置指定条例案の上程の時期は市町村長の裁量に委ねられているものと解される。」と判示されていることがその裏付けである。

令和 4 年（2022 年）市議会 12 月定例会において位置条例改正案を否決した市議会の判断は重いものであるが、他の会期に位置条例改正案を再び提案することを妨げる規定はない以上、将来にわたって可決される可能性がないと断定することはできず、上記判決引用箇所は現在の鎌倉市の状況にも当てはまるものと考えられる。

イ 本件新庁舎等基本設計等事業費予算執行の合理性及び必要性について

至近の裁判例として、鎌倉市長が被告となった横浜地方裁判所令和 6 年 3 月 27 日判決（令和 5 年（行ウ）第 25 号）の判断にも照らして検討を行った。

同判決においては、「市議会において市役所の位置を定める条例の改正案の決議がされる前に市役所の移転事業に係る支出がされた場合、当該改正案が否決されたとしても、これらの支出が当然に違法になるとは解されない。当該改正案について審議をするのに先立って、移転の必要性を調査したり、市役所の移転先や移転後の本庁舎の概要等を検討したりするために市役所の移転事業に係る支出をすること自体はあり得るのであり、これらの支出が違法であるか否かは、当該支出をすることの合理性や必要性の有無等に即して検討すべきものである。当該改正案の否決後に支出がされたとしても、そのことは同様である。また、同様の理由により、当該改正案が否決されたからといって、これらの支出が「必要且つ最少の限度」の支出を求める地方財政法4条1項に反するというのもできない。」と判示されている。

令和6年(2024年)市議会2月定例会本会議の令和6年度一般会計予算案等の提案説明において市長は、新庁舎整備や市役所所在地の利活用の方法をより具体的に示すことで市民の理解が深まることを感じたため、新庁舎整備に向けた基本設計を進め、市民に新しい市役所を視覚的に認識してもらい、理解を深めてもらいたい旨、また、基本設計の業者選定過程の公開や基本設計への住民参加などにより新しい市役所のイメージを膨らませることができるよう努める旨を述べている。

その上で、本件新庁舎等基本設計等事業費予算を含む令和6年度一般会計予算は、市議会の審査においてその合理性及び必要性が認められたため、多数の賛成により可決し成立したものであると認識する。

また、原局への聴き取り調査において、基本設計業務は新しい市役所のイメージを具体化するとともに地盤・地質調査をあわせて行うことで、移転予定地の液状化の可能性等について詳細な調査を行うものであることを確認した。

以上のことから、本件新庁舎等基本設計等事業費予算の執行は、上記判決(令和5年(行ウ)第25号)において地方財政法第4条第1項に反するというのもできないと判示されている内容から逸脱するものではないと判断する。

したがって、本件新庁舎等基本設計等事業費予算の執行は、違法又は不当ということとはできない。

(2) その他

請求書文中には、監査請求の審査に当たり、市議会での予算審議における議論が不十分であり、行政措置の違法性を緩和できないとの点、及び地方自治法第4条第2項に定められる住民の利便性への考慮の実現の見込みがないとの点について留意願う旨の付記があった。審査において検討したところ、1点目の予算審議につい

ては地方自治法及び鎌倉市議会会議規則の規定に定める議事手続に則り議決されていることを確認し、また２点目の住民の利便性への考慮については政策判断の重要な観点であることは理解するが、いずれも本件新庁舎等基本設計等事業費予算の支出が違法又は不当であるとする根拠とは言えないと判断したことも申し添える。

以上のことから、本件新庁舎等基本設計等事業費予算の執行停止の勧告を求める請求人の主張は認めることはできない。

9 付帯意見

新庁舎の整備に関する取組は、平成 26 年度策定の公共施設再編計画により昭和 44 年に竣工した市庁舎の老朽化に伴う機能更新が検討され、平成 27 年度実施の本庁舎機能更新に係る基礎調査を経て、平成 28 年度策定の本庁舎整備基本方針において移転して整備する方針とされ、平成 29 年度策定の公的不動産利活用推進方針において、全市的な視点から深沢地域整備事業用地を移転先とする方針とされた。その後も平成 30 年度策定の本庁舎等整備基本構想、令和 4 年度策定の新庁舎等整備基本計画と今日まで取組が進められ、この度住民監査請求の対象とされた本件新庁舎等基本設計等事業費予算は、令和 6 年度から 7 年度までの 2 カ年をかけて基本設計を行う過程の中で、市民や議員に対し、防災拠点となる新庁舎のイメージを膨らませることが出来るよう発信するための予算との位置付けである。

このように時間と労力をかけて目指してきたまちづくりは、本庁舎移転を含む深沢地区のまちづくりと鎌倉地区の市役所所在地の利活用の構想が、真に市民の安全と市の将来像を見据えた政策の柱であるとの信念から、松尾市長自らが選挙公約とし、取り組んできた政策にほかならないはずである。であるならば、松尾市長は、この政策を途中で投げ出すことなく不退転の覚悟で政治責任を全うするという姿勢を具体的に示し、課題に取り組むべきだと考える。

そして、市民から違法又は不当などと疑念を抱かれるような事業の進め方や、市民や議会を二分する政策論争に発展してしまうような進め方はこれを改め、市民の共通課題の解決を図るためのマイルストーン（行程）を明示し、松尾市長自らが先頭に立ってその手法や政策について市民との対話や議論を重ねることにより、事態の打開に向けた一層の努力を望むものである。

住民監査請求の審査に当たり、違法又は不当な支出の判断にとどまらず、このことを付帯意見として申し添える。